

令和7年度 脳ドック等受診促進助成事業実施要領

令和7年4月1日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額

令和7年度 100万円

2. 助成対象

脳ドック等を受診した県内事業所に在籍する運転者等を雇用している会員事業者とする。

3. 助成額

1名につき、受診料の1/2とし、上限2万円

但し、1名あたりの助成額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとする。

助成人数は当該年度で1事業者あたり10名を上限とする。

4. 実施期間等

申請受付期間は、令和7年4月1日～令和8年3月3日までとする。

期間中に受診、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。

※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。

5. 交付要綱

「脳ドック等受診促進助成金交付要綱」による。

脳ドック等受診促進助成金交付要綱

令和5年4月1日 制定
一般社団法人 徳島県トラック協会

（目 的）

第1条 一般社団法人徳島県トラック協会（以下「協会」という。）は、会員事業者に雇用されている運転者・荷扱手等（以下「運転者等」という）に対する脳ドック等（脳検診・脳MRI検診を含む）の受診を促進するための助成金交付事業について、健康状態に起因する事故を防止することを目的とする。

（助成対象）

第2条 脳ドック等を受診した県内事業所に在籍する運転者等を雇用している会員事業者とする。

（助成対象）

第3条 助成の対象とする脳ドック等とは、脳ドック、脳MRI検診（頭部MRI・MRA検査）を含んだものとする。但し、診療の対象となった脳検診の受診は対象外とする。

（助成対象検査の項目）

第4条 助成対象の主な検査項目

脳MRI検診：頭部MRI・MRA検査（脳の断面・血管を撮影）⇒脳梗塞・脳出血・脳動脈瘤があるか（くも膜下出血の原因）など
脳ドック：上記検診及び超音波検査・心電図検査・脳波検査・血液検査・血圧測定など⇒脳血管疾患の兆候や危険因子の発見

（助成額、上限人数）

第5条 助成金の交付額は、毎年実施要領で定めることとする。

（申請方法）

第6条 助成金の交付を受けようとする会員事業者は、実施要領で定める申請受付期間中に、「脳ドック等受診促進助成金交付申請書」（様式1）により、添付書類を添付のうえ徳ト協へ提出する。

（助成金交付）

第7条 徳ト協は、会員事業者より提出のあった第6条の書類などを審査した上で、会員事業者に対し助成金を交付する。

(助成金の返還)

第 8 条 会員事業者は、第 6 条により提出のあった申請書類等に虚偽の事実が判明した場合は助成金の全額を徳ト協へ返還しなければならない。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

(附 則)

本要綱は令和 5 年 4 月 1 日より適用する。